

●香川県告示第379号

昭和47年香川県告示第417号（香川海区漁業調整委員会の事務所の所在地）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から施行する。

令和2年11月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>漁業法施行令（昭和25年政令第30号）<u>第12条第1項</u>の規定により、香川海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のとおり定め、昭和37年香川県告示第465号（香川海区漁業調整委員会の事務所の所在地を定める件）は、廃止する。</p>	<p>漁業法施行令（昭和25年政令第30号）<u>第2条第1項</u>の規定により、香川海区漁業調整委員会の事務所の所在地を次のとおり定め、昭和37年香川県告示第465号（香川海区漁業調整委員会の事務所の所在地を定める件）は、廃止する。</p>